

## 日本税理士厚生年金基金 Q&A

### 【制度内容・メリット】

Q 1 事業主も基金に加入できますか？

A 1 個人事業所の場合、事業主は厚生年金保険の被保険者になれないため基金にご加入いただけません。  
法人の場合、代表者・役員であっても、厚生年金保険被保険者であれば基金にご加入いただけます。

Q 2 被保険者のうち一部の者だけを基金に加入させることはできますか？

A 2 厚生年金基金は事業所単位でご加入いただく制度です。従って70歳未満の被保険者全員に加入することとなりますので、一部の被保険者のみのご加入はできません。

Q 3 基金に加入するメリットはどのようなものがありますか？

A 3 事業主にとっては、次のようなメリットが挙げられます。  
①基金掛金は全額損金扱いとなりますので、税制面での実質負担軽減を図ることができます。  
②退職金の社外積み立てとしてご利用いただけますので、負担平準化効果が期待できます。  
③安定した人材確保と定着率の向上が期待できます。

なお、詳細や加入員の方のメリット等につきましては「基金加入のおすすめ」頁 (<http://www.zeikounen.or.jp/syst/merit.html>) をご覧ください。

Q 4 届出の提出が遅れた場合には掛金はどうなるのでしょうか？

A 4 届出用紙が基金の届出締切日より後に到着した場合、翌月の掛金と合算して納入告知させていただきます。各月の締切日は納入告知書に同封の「基金からのお知らせ」に記載されていますのでご参照ください。  
また、当基金のホームページに年間スケジュールを掲載しております。

**Q 5 在職中の加入員の住所変更の届出は必要でしょうか？**

A 5 当基金ではご退職時に提出される資格喪失届にご住所を記載していただきますので、基金加入中の住所変更の届出は不要です。

**Q 6 事業所の脱退(中途解約)は出来ますか？**

A 6 事業所の任意脱退(中途解約)は可能です。但し、脱退は年4回(2月、5月、9月、12月)開催される理事会又は代議員会に諮り、承認された後、厚生労働省の認可をとる必要があります。

なお、脱退された場合、基金から加入員にお支払いする年金・一時金が減額されることはありませんが、直前の財政決算日において基金に繰越不足金や未償却過去勤務債務がある場合、事業主に特別掛金をご負担いただくことになっています。

**Q 9 基金の解散することはあるのでしょうか？**

A 9 平成26年4月に施行された改正厚生年金保険法において、財政難の厚生年金基金は法施行5年以内に解散を促されることとなりました。そのため、財政状況の悪化した他の厚生年金基金では「解散」という選択を採る例も増えてきているようです。

当基金は依然健全な財政状態を維持しておりますので、「解散」することはありません。

ただし、昨今の基金制度を取り巻く環境等に鑑み、平成30年度を目処に「厚生年金基金」から「確定給付企業年金基金」へ制度改変を行うことを決定しております。

詳細等につきましては、「厚生年金基金からのお知らせ」頁 (<http://www.zeikounen.or.jp/message.html>) 等をご覧ください。

## 【財政・資産運用】

**Q 1 厚生年金基金の積立方式は国と同じ「賦課方式」ですか？**

A 1 国の厚生年金は現役世代が受給者を支える「賦課方式」と現役時代に自分で積み立てる「積立方式」を組み合わせた「修正積立方式」です。厚生年金基金独自の加算部分は将来必要な給付原資を事前に積み立てる「事前積立方式」です。

**Q 2 基金の財政は健全ですか？**

A 2 基金では毎年、決算時に年金数理人による財政検証を行なっています。また、5年に一度、加入員の年齢・報酬・加入率・脱退率・死亡率等のデータを基に財政再計算を行い、将来の給付に見合う十分な積み立てができているかどうか総合的な検証を実施しています。いずれの検証においても、当基金の財政は健全であるとの結果が得られています。

**Q 3 基金の年金資産運用方針はどのようなものですか？**

A 3 基金の資産運用は、基金の基礎データを基に実施した年金 ALM 分析をベースに、政策アセットミックス(長期的資産配分)を策定し、それを基準として運用しています。また、資産運用特別委員会において「年金資産運用の基本方針」を制定し、厳正な運用機関の選別・リスクの管理に努め、効率的な運用を行っています。  
「ディスクロース」頁 (<http://www.zeikounen.or.jp/disc/index.html>) に「年金資産運用の基本方針」を掲載しておりますのでご覧ください。

## 【給付関係】

**Q 1 基金加入によって厚生年金保険との関係はどうなりますか？**

**A 1** 基金からは、「基本年金」と「加算年金」を支給します。

「基本年金」は、基金加入時から平成 28 年 3 月までの期間の「厚生年金の報酬比例部分」に相当する、いわゆる国の厚生年金の一部「代行年金」となります。

「加算年金」は、基金加入時からご退職時（又は 65 歳到達時）までの期間の「基金独自年金」です。

基金から「基本年金」を受給している場合、国から支給される年金額は、本来支給額から基金の「基本年金」を控除した金額となります。

**Q 2 基金を短期間で脱退した場合どうなりますか？**

**A 2** 当基金の基本部分は 1 カ月以上の加入員期間があれば年金が支給されます。また、加算部分は加算適用加入員期間が 3 年以上で一時金、10 年以上で加算年金又は一時金として受給することができます。

**Q 3 基金の年金は何年間受け取ることができますか？**

**A 3** 基金の年金は終身年金です。

国の厚生年金と同様、お亡くなりになられるまで年金を受け取り続けていただけます。

さらに加算年金には 15 年の保証期間があり、保証期間内に亡くなられた場合は、ご遺族に残余期間分を一時金で支給します。

**Q 4 在職受給の場合に支給停止とならない標準報酬月額を設定したいのですが目安はありますか？**

**A 4** 60～64 歳で働いている間は、年金月額と賃金（総報酬月額相当額）の合計が 28 万円に達するまでは年金が全額支給されますが、28 万円を超えると年金は減額されます。

また、65 歳以降働いていて退職するまでの間は、年金月額と賃金（総報酬月額相当額）の合計が 47 万円に達するまでは年金が全額支給されますが、47 万円を超えると年金は減額されます。なお、当基金の場合、70 歳以降は働いていても年金は減額されず全額支給されます。

正確な金額をお知りになりたい場合は、年金事務所で試算ができますの

で、最寄りの年金事務所にご相談ください。

**Q 5** 基金から年金を受け取っていますが、まだ就業しているため厚生年金に加入しています。基金から受け取る年金は支給停止されますか？

**A 5** 現在就業中の場合、お勤めの会社が当基金の加入事業所か否かで異なります。

基金の加入事業所である場合は、在職老齢年金(=支給停止)の対象となります。

そのため、年金額と給与の金額によっては、国の厚生年金に準じ、一部又は全額が支給停止となる可能性があります。

基金の加入事業所でない場合は、基金からの年金は支給停止とはなりません。全額を受給いただけます。

**Q 6** 退職後「失業保険」を受給している場合、又は「高年齢雇用継続給付金」を受給している場合、基金の年金は減額されますか？

**A 6** 国の老齢厚生年金は併給調整されますので受給額が減額となりますが、基金の年金は全額受給いただけます。

**Q 7** 障害年金を受給しているのですが、基金からの年金は受給できますか？

**A 7** 当基金の年金は障害年金との調整を行わないため、全額受給できます。

**Q 8** 遺族年金を受給しているのですが、基金からの年金は受給できますか？

**A 8** 当基金の年金は、60歳代前半で遺族厚生年金を選択する場合には併給調整を行わないため、両方を受給することができます。

ただし、65歳以降は、国から受給する金額の一部である「妻の老齢厚生年金」に基金の代行部分を算入するため、国からの受給金額が60歳代前半より少なくなる場合がありますのでご注意ください。